

## 常陸太田市結婚推進ネットワーク事業にかかる加入団体募集要項

### 1、趣旨

本要項は、本市の重要課題である少子化について、晩婚化や生涯未婚率の上昇が要因の一つとして挙げられることから、出会い・結婚を支援する取り組みを行う団体等による「常陸太田市結婚推進ネットワーク」を構築し、情報共有や相互協力を促進することで、より効果的な取り組みを創出することを目的とし、当該ネットワーク加入団体の募集に関する事項を定めるものとする。

### 2、募集対象

出会い・結婚を支援する取り組みを実施する団体（以下、「実施団体」という。）で次に挙げるものを対象とする。

- ・地域団体（協議会、組合等）
- ・経済団体（商工会、金融団等）
- ・一般企業（事業所等）
- ・福祉団体（介護、保育園等）
- ・医療団体（医療機関等）
- ・教育団体（教育機関等）
- ・公的団体（国県関係機関、市役所等）
- ・その他適当と認められる団体

※ただし、いずれの実施団体も、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。宗教的活動や政治的活動を目的とした団体でないこと。法令を遵守している団体であることのすべてを満たすものとする。

### 3、加入団体の活動内容

#### (1) 共通事項

- ・定例会（年3回程度予定）での情報交換
- ・スキルアップセミナーや婚活イベント

#### (2) 希望団体

- ・婚活イベントの主催、他の実施団体との共催
- ・事務局からの個別アドバイス、主催イベントの広報協力

### 4、活動開始日

令和2年8月1日（土）～

### 5、加入団体に関する留意点

- (1) 主催イベント等の実施に当たっては、参加者に対して、特定の価値観（結婚観、家族観、性的役割分担の意識、性的指向、性的自認に関すること等）をおしつけたり、プレッシャーを与えることがないよう、企画内容や支援方法に十分配慮すること。また、個人の侵害にあたるようなものは厳に慎むこと。
- (2) 個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）およびその他の関係法令を遵守し、取扱に十分注意すること。
- (3) 主催イベント等の参加者に対してアンケートを行い、常陸太田市が別途指定する項目を設定すること。

## 6、募集・申請方法

- (1) 募集開始 令和 2 年 6 月 10 日（水）～
- (2) 申請書（別記様式 1、2）に必要事項を記載し、窓口または郵送、電子メール、F A X にて申請すること。 ※随時受付

## 7、審査・認定

- (1) 申請について要件審査を行い、認定の可否を申請者に通知する。

## 8、登録内容の変更及び削除

- (1) 当ネットワークの登録内容の変更、あるいは登録の削除を希望される場合は、「常陸太田市婚活支援ネットワーク変更・削除届（別記様式 3）」に必要事項を記入の上、事務局あてに提出すること。
- (2) 内容確認後、登録情報を変更削除する。

## 9、登録抹消規定

次の行為があった場合には、認定取り消しの処分をおこなうものとする。

- (1) 募集要項の規定に反する行為があったと認められる場合。
- (2) その他、社会的信用を損なう恐れがある等、加入団体として不適切な行為があったものと認められる場合。